

女性活躍推進法に基づく大紀町特定事業主行動計画

令和3年4月1日

大紀町長

大紀町議会議長

大紀町教育委員会

大紀町選挙管理委員会

大紀町監査委員

大紀町農業委員会

大紀町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、大紀町長、大紀町議会議長、大紀町教育委員会、大紀町選挙管理委員会、大紀町監査委員、大紀町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げてる。

(1)採用した職員に占める女性職員の割合

区分	全体	男性	女性
採用者数	4人	3人	1人
割合	100.0%	75.0%	25.0%

※割合は、小数点以下第2位を四捨五入

※採用者数は、令和2年度実績による

(2)男女の勤続勤務年数の差異（令和3年3月現在）

区分	男性	女性	差
勤続年数	22年8月	18年7月	▲4年1月

(3)職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

区分	職員一人当たり
4月	2.12時間
5月	2.59時間
6月	1.58時間
7月	1.06時間
8月	0.77時間
9月	0.96時間
10月	1.36時間
11月	2.49時間
12月	2.01時間
1月	3.79時間
2月	8.90時間
3月	3.38時間
月平均	2.58時間

※令和2年度実績

(4)管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	全体	男性	女性
対象者数	20人	20人	0人
割合	100.0%	100.0%	0.0%

※割合は、小数点以下第2位を四捨五入

※対象者数は、令和3年3月末時点の管理職員数

(5) 役職別の職員に占める女性職員の割合

区分		全体	男性	女性
主事	人数	30人	11人	19人
	割合	100.0%	36.7%	63.3%
主査	人数	13人	4人	9人
	割合	100.0%	30.8%	69.2%
係長	人数	17人	8人	9人
	割合	100.0%	47.1%	52.9%
課長補佐	人数	42人	27人	15人
	割合	100.0%	64.3%	35.7%
課長	人数	16人	16人	0人
	割合	100.0%	100.0%	0.0%
参事	人数	4人	4人	0人
	割合	100.0%	100.0%	0.0%

※割合は、小数点以下第2位を四捨五入

※人数は、令和3年3月末時点の数

(6) 男女別の育児休業取得率

区分	男性	女性
対象者数	2人	3人
取得者数	0人	3人
取得率	0.0%	100.0%

※対象者数は、令和2年度中に新たに取得可能となった職員の数

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況

令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数(A)	配偶者出産休暇を取得した職員数(B)	育児参加のための休暇を取得した職員数 [○]	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員数(D=B+C-両休暇とも取得した職員数)	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得した職員数 ^ε
2人	0人	0人	0人	0人

【数値目標】

- 令和7年度までに、一般行政職の採用者数の女性割合を、令和2年度実績(25.0%)から30%以上にする。
- 令和7年度までに、平均勤続勤務年数の差異を、令和2年度実績(4年1月)から4年未満にする。
- 令和7年度までに、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を、令和2年度実績(0.0%)から20%以上にする。
- 令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇及び、育児参加のための休暇の取得割合を、令和2年度実績(それぞれ0.0%)から50%以上にする。
- 令和7年度までに、定時退庁日(ノー残業デー)を実施し、職員一人当たり平均超過勤務時間のさらなる改善に努める。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

「3」で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

- ・ 管理的地位への女性職員の配置
令和7年度までに、人事・企画・議会等多様なポストに女性職員を積極的に配置する。
- ・ 出産を控えている全ての職員へ支援制度の周知
出産を控えている職員に対し、各種両立支援制度（育児休業・配偶者出産休暇・育児参加のための休暇等）の活用促進に努める。
- ・ 定時退庁日（ノー残業デー）の実施
令和7年度までに、職員へワークライフバランスを推進し、効率的な業務運営や良好な職場環境を目指すため、週1回程度のノー残業デーを実施する。